

質問の要旨及び回答

(質問事項)

飲料用自販機で飲料と一緒にカロリーメイトやソイジョイといったフード系商品を販売できる機械があるのですが、そういった機械を使用してフード系の販売をすることは可能でしょうか？

(回答)

「令和5年度 自動販売機設置事業者案内書」における「仕様書（物件番号1：飲料用自動販売機）」（20ページ）及び「仕様書（物件番号2：飲料用自動販売機）」（36ページ）の「1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件（3）販売品目」にて、販売商品を「お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料」としていることから、カロリーメイトやソイジョイといった食品を販売することはできません。